## 欠格事由に関する誓約書

年 月 日

特定非営利活動法人 ジャパン・プラットフォーム 殿

申請団体の名称

代表者の氏名

ΕD

当団体は、下記1から3のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、 異議は一切申し立てません。

また、資金分配団体が必要と判断した場合には、提出した役員名簿上の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1. 次のいずれかに該当する団体
- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下 この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にあ る者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- (4) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。((5)において同じ。)
- (5)暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
- (6)暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- 2. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
- 3. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
- (1)禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (2) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成 28 年法律第 101号)の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

## ※記入上の注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料(例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等)がある場合は、当該資料を主たる事務所に 10 年間保存してください。